

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

町民と役場をつなぐ「まちづくり工房」プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県揖斐郡池田町

3 地域再生計画の区域

岐阜県揖斐郡池田町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

平成29年3月、池野駅駅舎まちづくり工房「霞溪舎」の運営・管理について、民間事業者（地方創生人材）のノウハウを活用した柔軟なサービスの提供や、質の高い施設運営を図るため、指定管理者制度を導入し、平成29年度から平成30年度においては、町民7名からなる「まちづくり工房運営委員会（任意団体）」による指定管理を実施。平成29年度にはフラッグシップモデル事業を活用し、組織づくりプロデューサー木藤亮太氏のアドバイスを受け、今後の事業計画、駅舎の運営方法、役割分担を明確化し、組織運営の安定化を目指した。

指定管理3年目（平成31年度）において、しかしながら組織運営の自立性・継続性・将来性としての評価としては未だ発展途上と言わざるを得ない。これには、運営に関わる人材が不足あるいは増に転じず、「霞溪舎」に関わる人材や交流人口の固定化により事業のマンネリ化が生じてきていることが問題の要因として上げられる。また、「霞溪舎」が町内外により広く周知するための広報戦略上の課題についても、単なるPR不足ではなく交流人口の固定化が、周知が広がらない最も根本的な原因となっている。

令和元年度以降は、今までの地方創生事業を通じて育成した地方創生人材を活用しながら、さらなるまちづくりの担い手や新たな交流人口・コミュニティビジネスの創出、及びまちづくり工房の魅力向上のための戦略が課題であり、継続した独自イベントの開催やPR・広報によって新たに集客室を利用する方の増加がみられたり、新たな交流人口創出のためのイベ

ントや講座を開催して新規客確保に取り組んできた。その結果、利用者は増加傾向にあり、事業収益もKPIを達成している状況である。令和2年度以降はこの成果をさらに加速化させ、まちづくり拠点として更なる発展をしていけるような事業を実施し、より稼げる体制をつくる年度に位置づけていたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、計画通りに事業が実施出来ず、また集会室利用も中止・縮小及びイベント等も中止とせざるを得ない状況である。令和3年度においては令和2年度に落ち込んだ実績を回復させるだけでなく、最終年度にあたるため、事業実施主体が稼げる組織として自走していくことが必要になる。

4-2 地方創生として目指す将来像

池田町では、町民参加型ワークショップ「池女会」や「アイデア工房会議」を開催し、お任せ民主主義の脱却（町民と役場の協働によるまちづくり）を進めてきた。平成27年度～28年度にかけて、町民と役場が協力しながら12のプロジェクトを実施する中で、新たな人と人との繋がりや、まちづくりに関わる人材が生まれた。12プロジェクトの1つには、町の中心地にある養老鉄道池野駅の駅舎をまちづくり拠点として改修し、平成29年4月より「霞溪舎」としてオープンするものもある。今後もこの流れを継続し、町民同士や町民と役場をつなぐ地方創生人材が中心となって、新たなまちづくりプロジェクト、コミュニティビジネスを生み出すことで、まちが賑わい、人口減少にストップをかける姿を目指す。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	令和元年度 増加分 (3年目)
指定管理者の独自 事業による売上げ (円)	0	0	500,000	500,000
指定管理者の独自 事業数(件)	0	1	1	0
池野駅駅舎の利用 人数(人)	0	3,600	4,800	6,000

	令和2年度 増加分 (4年目)	令和3年度 増加分 (5年目)	KPI増加分の累 計
まちづくり工房運 営委員会の独自事 業による売上げ（ 円）	1,000,000	1,000,000	3,000,000
まちづくり工房運 営委員会の独自事 業数（件）	0	0	2
池野駅駅舎の利用 人数（人）	6,000	6,000	26,400

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

岐阜県揖斐郡池田町

② 事業の名称：

町民と役場をつなぐ「まちづくり工房」プロジェクト

③ 事業の内容

池野駅駅舎まちづくり工房「霞溪舎」の運営・管理について、地方創生人材による指定管理制度を取り入れたが、1年目（平成29年度）は未経験の事業であることから管理システムや管理する組織自体も体制が十分でなく、宮崎県油津の商店街の再生かつその推進組織を形成した経験のある木藤氏を組織づくりプロデューサーとして招聘し、①リーダーの人選、②今後の事業計画、③関係者間の役割などの組織形成についての支援を受けることで、円滑な霞溪舎の運営・管理を目指した。2年目以降は、組織づくりプロデューサーの助言に基づく事業計画に沿って、指定管理者による「霞溪舎」を拠点としたまちづくり活動の支援・コミュ

ニティビジネスの推進を実施した。また、2年目（平成30年度）においてはKPIの評価のみならず、各プロジェクトに参加した町民・職員両者からアンケートや独自のヒアリングを行い、将来的な可能性の検討を含めた地方創生プロジェクトのトータルコーディネートを実施した。さらに、3年目（令和元年度）においては地域密着型・連携型事業を新たに実施するなど新たな人の流れの創出に取り組み、交流人口の創出及び新たなプロジェクトの創出を図ってきた。

4年目（令和2年度）は、新たな人の流れを加速するために、駅舎としての側面として養老線利用促進事業やレンタサイクル事業のみならず、映画ロケ地を活用したイベントの実施など「霞溪舎」を拠点としたさらなる交流人口の増加を加速させ、独自事業収益の増加を図る年度としたが、新型コロナウイルスの感染拡大により計画通りには進まず、KPI達成もできない状況であった。

5年目（令和3年度）は令和2年度に著しく落ち込んだ利用者や独自事業収益を令和元年度（新型コロナウイルスの感染拡大前）まで回復させ、さらに加速化させられるように以下の事業を実施する。

- ・町外（主に名古屋圏）からの人口増を目指した移住定住支援事業の実施
- ・「霞溪舎」が位置する地域密着型事業（高齢者が参加し活動できる「いきいきサロン」、地域と連携した防災訓練等）の実施
- ・冬期夜間の利用者不足の解決策として冬期イルミネーション事業の継続実施及び拡大
- ・地方創生人材の育成及び発掘や、各コミュニティビジネス事業者や団体同士の横の繋がりをつくるコーディネーター活動
- ・地方創生ムービー「ブルーヘブンを君に」公開を活用したロケ地巡りイベントの実施及びPR
- ・レンタサイクル等の池田町への観光人口の動態を調査・分析し、有効なイベント開催・PRを行うことで、観光人口及びそこから派生する交流人口の増加を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

指定管理者による独自の収益（独自のコミュニティビジネスや駅舎の利用料）の展開により、「霞溪舎」の自走化を目指す。また、組織が確立するまでは、一般財源の投入を検討し、今後、BIDなども検討することで、自立性の高い組織を目指す。

【官民協働】

民は、まちづくり工房の運営に携わる指定管理者として、民間知見をいかした、まちづくりプロジェクトやコミュニティビジネスを生み出す。官は、池野駅駅舎の指定管理団体として、「まちづくり工房運営委員会」に管理を委託し、活動拠点（霞溪舎）を提供するとともに、サポート役として必要に応じ活動支援する。

【政策間連携】

まちづくり工房指定管理者の活動により、まちづくりプロジェクトや、教育、福祉、子育てなど様々な分野のプロジェクトの推進を行うことにより、稼げるまちづくりを目指す。また、組織づくりプロデューサーによる民の知見を得ることで、地方創生人材の育成につながることもなる。

【地域間連携】

組織づくりプロデューサーを招く他の自治体との横の連携。例えば、組織づくりプロデューサーの木藤氏がかかわった宮崎県日南市の油津商店街の再生プロジェクトなどのノウハウを最大限吸収し、今後の連携プロジェクトを目指す。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

産官学金労言が参画する池田町地域創生有識者会議や地方創生特別委員会の関与を得ながら、PDCAサイクルによる検証・見直しを実施する。

【検証結果の公表の方法】

検証結果は町のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 36,486千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から令和4年3月31日（5ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 町民と役場をつなぐ「まちづくり工房」プロジェクト

事業概要：まちづくり拠点である、養老鉄道池野駅の駅舎「霞溪舎」について、民間団体に指定管理をするもの。

実施主体：岐阜県池田町

事業期間：平成29年度～令和3年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和4年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。